

# きざみずい報 広

(毎月5日発行)

## 村民の動き

世帯人口	数男女計	本月	前月	編集者笠井由春 民室所泉崎村役場 行所所泉崎村役場 刷印所
		1,098	1,095	
	2,637	2,636		
	2,713	2,710		
		5,350	5,346	

いあいさつ

議長 田崎 政美

この度不肖私前議長 野崎次男氏突然の御逝去に伴ない副議長の職より、去る七月五日の村議会臨時会において議員各位の満場一致



田崎 議長

の御推挙を頂戴いたしましたして議長に就任いたしました。もとより浅学非才身に余る光栄に存じますと共に其の職務の重責を改めて痛感する次第であります。

## 議長に田崎政美氏

### 村議会臨時会で決まる

去る七月五日、村議会臨時会を村役場会議室で開会され、次のように決定し、臨時会は同日で終了されました。

#### ◇議席の決定について

去る六月二十三日村議会議員補欠選挙で当選されました佐川忠男議員の議席を二番と決定した。

#### ◇議長選挙について

前副議長の田崎政美議員を議長と決定した。

#### ◇副議長選挙について

野崎吉美議員を副議長に決定した。



野崎 副議長

#### ◇常任委員の選任について

これは、佐川忠男議員が産業経済常任委員に選任されたこと。

#### ◇白河地方広域市町村圏整備組合

議員の選挙について  
これは、現在欠員となっているので田崎政美議長に決定した。  
◇泉崎村農業委員会委員の推薦について  
これは、欠員が生じていたので泉崎村長海上博之氏と泉崎村議会議長田崎政美氏の二名を推薦した。

## 身体障害者の職業訓練生募集案内

### ▽国立宮城身体障害者職業訓練校

(仙台市台原五丁目一五一・電話 仙台台〇二二二一〇三一二四 千九八三)では次の要領で訓練生を募集しており。

#### ▽応募資格

- ・身体障害者で義務教育修了者又は同等以上の学力のある人
- ・身体の障害の程度は盲人、てんかん、伝染病疾患者、病状の固定してない人、以外で一年の訓練に耐えられる人

#### ▽募集科・人員

洋裁科 十五名、製くつ科 十名  
▽訓練期間 一カ年(昭和四十八年十月入校)

▽選考日 昭和四十八年九月十二日午前九時から

▽選考方法 面接による

▽申し込み 昭和四十八年八月三十一日まで

▽申し込み先 各市町村を管轄する職業安定所

#### ▽特典

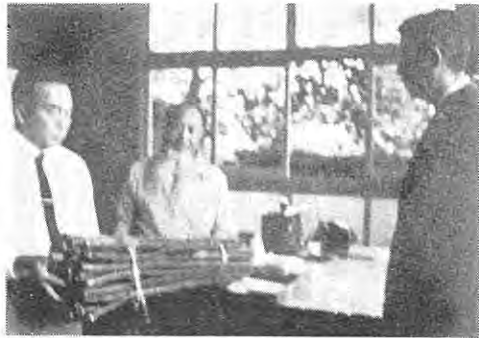
- ・授業料は無料です。
- ・身体障害者の方は月約二六、〇〇〇円の手当が支給されます。
- ・仙台市以外から寄宿舎に入る人には「移転資金」が支給されます。

## 踏瀬の箭内喜一さん

### 高令者に長寿杖を贈る

大字踏瀬字踏瀬の踏瀬老人クラブ会長の箭内喜一さんが手製の杖六五〇本を、村内の高令者皆さんに、健康で明るく、ますます元気で長寿を保持して頂きたいと過日村役場に運搬し海上村長さんに寄贈されました。

ほんとうに常日頃老人の長寿を念願し転ばぬ先の杖として丹精こめられた見事な手製の作品です。このご厚意に感謝申しあげます。



写真は村長に長寿杖を手渡しする箭内さん。



第五回「簡保の資金」  
写真コンクール募集

簡保保険積立金は地元還元融資を通じて、地域社会の発展、地域住民の明るい暮らし作り役立てていただいておりますが、この資金の働きを広く一般に理解していただくため、財団法人簡易保険加入者協会では、郵政省簡易保険局後援のもとに、毎年簡保積立金による融資施設を対象とした写真コンクールを実施いたしております。

1、テーマ

簡保資金施設（学校、公営住宅、道路、港湾、地下鉄、市場など）を題材とした明るい作品（融資施設は郵便局でお尋ねください）

2、サイズ

白黒は四ツ切限定

カラーはスライド35ミリ以上

3、作品の受付

郵便局の保険窓口

4、受付期間

四十八年七月一日～四十八年九月二十日

5、選者

吉村伸哉（フォトコンテスト編集長）、（財）簡易保険加入者協会理事長、郵政省簡易保険局、資金運用課長、資金管理課長、外務課長、賞

（カラーの部）

推薦 三万円および郵政省簡易保険局長賞 一点

特選 二万円 二点

入選 五千円 五点

佳作 賞品 二〇点

（白黒の部）

推薦 二万円および郵政省簡易保険局長賞 一点

特選 一万円 二点

入選 五千円 五点

佳作 賞品 二〇点

7、応募細則

①未発表作品に限ります。

②画題、住所、氏名、職業、撮影場所、施設名を記入した応募票（自作可）を作品にはってくださいます。

③応募作品は返却しません。ただし、スライドで「返却希望」と朱書したものは返却します。

④入賞作品の著作権は主催者に帰属します。

なお、選外作品についても事業誌への掲載あるいは展示会等に利用させていただく場合もあります。

8、発表

「簡保の資金」誌第一一七号および「フォトコンテスト」誌一月号に発表するほか、応募者全員に当落を通知します。

9、その他

詳細については郵便局の保険窓口または東北郵政局保険部運用課（電話〇二二二（66一一一））にお問合せください。

なお、多数ご応募くださいますようご案内申し上げます。

国際理解 国際協力の  
ポスター募集要領

国際連合憲章、ユネスコ憲章および世界人権宣言の精神を普及し基本的人権の尊重に立脚した国際理解国際、協力の必要性を強調する。

◇ポスターの内容は

前項の趣旨に基づいて国際連合やユネスコの精神その実際活動、人権尊重の意義などを表した作品であること、したがって、国際憲章、ユネスコ憲章、世界人権宣言の中にある字句などを適当に入れてもさしつかえない。なお、本年は世界人権宣言採択二十五周年にあたるので、これをテーマとして取扱ってもよい。

（注）「国連デー」「世界人権デー」等の文字は必ずしも書き入れる必要はない。

◇応募の種類および資格

A 級小学校児童、B 級中学校生徒、C 級高等学校生徒、D 級一般（大学生を含む）  
作品の裏には、住所、氏名、年令、職業（在学生は在学姓名、学年）を明記すること。

◇大きさ、材料

A 級とB 級は四ツ切（約39×54センチ）以下

C 級とD 級は半さい（約54×78センチ）または四ツ切

材料は、クレヨン、クレパス、水彩絵具、ポスターカラー

◇締切日および提出先

締切日 昭和四十八年九月四日（火）、（当日消印のあるものは有効）

提出先

福島市杉妻町二番六号  
福島県生活環境部県民生活課外  
事班内  
日本国際連合協会福島県本部

消費生活通信講座  
受講生募集

◇どなたでも家庭で消費生活についての勉強ができます。

◇くらしに役立つ知識を身につけ「かしこい消費者」になりましょう。

◎募集人員 二、〇〇〇名

◎受講料 無料

◎学習期間 昭和四十八年八月～昭和四十九年三月

◎学習方法・定期的に商品知識やその他生活に役立つ知識などをわかりやすく解説した「テキスト」や資料を配付します。

・主要な市町で、年一回講習会（スクーリング）を開きます。

◎講師 消費生活コンサルタントなど専門の講師が担当いたします。

◎募集期間 昭和四十八年七月二十五日～八月二十日

◎申し込み先及び申し込み方法 受講を希望される方は「はがき」などに住所、氏名、年令を記入し、各市町村役場へお申し込みください。お申し込みは電話でも結構です。（先着順）

グループ受講のおすすめ

多くの方々がかしこい消費者になつていただくため婦人会、生活改善グループ、婦人学級、生活学校などグループで受講なされることをおすすめします。

みなさんおさそいあわせのうえお気軽にご受講ください。

社会福祉事業の  
活動資金に30万円を

このたび、泉崎村社会福祉協議会に活動資金として左記の方から三十万円の寄附がありました。このご厚志に、深く感謝いたします。

記

大字泉崎字館五四番地

本 柳 一 男

# 国民年金に思う



草野 さん

私は現在泉崎村に居住する農村青年の一人として、農村の新しい姿となることを願って、多角経営に取りくんでいます。

国民年金制度が出来て以来十二年その制度のいちじるしい発展と改革により私達の老後を一層たのしくしてくれるものと信じて、この年金制度は国の保障する保険として私達青年層からも非常に喜ばれて生がいを与えてくれます。この年金制度がもっと早く出来ていれば、もっと多くの人が老後の幸福をかみしめた事でしょう。また拠出年金には、所得制限なしの障害年金制度があり、これも私達の福音であります。

今では充足当時と異なり、保険料の未納者も少なくなっているときいていますが、自分自身の老後の保障として当然なことと思えます。被保険者一人一人が年金の趣旨を理解して生がいと勤労意欲を盛り上げさせ被保険者がこの年金の恩恵にあずかる喜びをかみしめながら、今後の年金の発展と関係機関一体となり、よりよき改善に努力されますよう願ってやみません。

## 融資を受けるには 保証制度のご利用を

農家の皆さん、皆さんが農業経営や生活に必要な資金を借入れるとき保証人や物的担保なしで農協から借りられることを知っていますか。それには保証人や担保の役目をしている農業信用基金協会の保証を受けることです。この協会は「農業信用保証保険法」という法律に基づいて県、市町村、農協、農協連合会等が会員となり会員の出資金を基金として皆さんの借入

れを保証することを目的として設立された協会であります。

更にこの制度は全国段階に農業信用保証協会が設立されており各県協会の保証したものを保険にかけて危険の分散をはかることになっており借入者が負担する保証料は非常に割安になっております。

協会の保証につけますと皆さんの借りた資金が万一返済期日がないでも自然災害や、経営の不如意、病気の事故によって返済ができなくなった場合には協会が皆さんに代って農協に返済し、借入れた農家は後日農協、協会とよく相談して無理のない方法で長期に協会に返してもらえばよいことになっております。従って農家の皆さんは安心して経営に専念できることとなります。現在協会の保証できる資金は、農業近代化資金（施設機具、果樹、家畜等）及び別表のような一般資金を取扱っております。

今回制度の改正が行なわれ農業近代化資金の外に一般資金についても保険にかけることができるようになりましたので一般資金については更に資金の種類を拡充して農家の要望に応えることにいたしました。

融資を望まれる農家の方々は、何卒本会の保証を付けて地元農協から借入れをされ農業の近代化を図って下さい。

保証の手續き等については地元農協にご相談下さい。

## 「家庭児童相談室」 について

白河社会福祉事務所内に家庭児童相談室が開設されました。

◇『家庭のこと』『子ども』のこととでいろいろな悩みや、心配ごとをお持ちの方はひとりで悩まず、どうぞ気軽においで下さい。

▽電話や手紙でもご相談に応じます。

### ▽相談の場所

白河市昭和町二六九  
白河社会福祉事務所 家庭児童相談室

電話(2)二二二番(内線三二三四)

または役場住民課福祉係及び担当民生委員も受付けます。

▽相談時間 毎日九時三十分～十六時まで

土曜日は正午まで

〔住民課〕

## 川崎ニラ生産班の生産 拡充の集い開かれる

川崎農協ニラ生産班(班長 松川倉一)員四十名は、去る七月九日、中の沢温泉において、根本組合長、県経済連の出席を得て行なわれた。

四十七年の事業報告や収支決算及び出荷規格、栽培の技術管理の反省、問題点の検討、さらには四十八年度の栽培計画などを話し合い、出荷目標三千万円とし、只今夏の管理作業に励んでいる。

昨年度の実績は別表の通りで、郡内では勿論、県下でも優位な産地となっている。

なお総会の席上、県経済連より生産班に、ニラの生産増強に努力の功績が認められ連合会賞が授与されました。

また優秀賞は長峯の石塚甫さん個人賞は、選定基準を定め、全ての部門が優秀な成績を収め、実坪数六一二坪を栽培し、一五五〇ケースの出荷で、他生産班員の栽培意欲の向上と、品質改善等の模範である……と白河事業所長賞が手渡され、名誉ある表彰の伝達がされました。

## 別表 昭和47年度実績

総売上金額	19,052千円
総出荷数量	21,514ヶース
1戸当り平均坪数	253坪
1坪当り平均売上金額	1,548円
年間1日当り労働所得	3,573円
〃 1人当り 〃	1,588円
1坪当り平均收穫束数	86束
1戸当り平均売上金額	428,100円
1戸当り平均純収益	301,590円



### 泉崎村開発事業指導要綱について

村内の土地売買または、開発行為は総て役場事務当局と事前協議をしてからに願います。

地域総合計画並びに土地利用計画等種々制度区域があります。

また村では開発事業指導要綱を制定し八月一日から施行となっております。その概要は次の通りです。詳細については役場の方へ、ご相談または問い合わせ下さい。

#### 泉崎村開発事業指導要綱

##### (目的)

第一条 この要綱は、村の区域内における無秩序な土地の開発及び利用を防止するとともに開発事業を行なう者に対し応分の協力と負担を要請することにより調和のとれた均衡ある地域開発の発展に資し、あわせて健全ですぐれた生活環境の実現、良好な自然環境の保全及び災害の防止に資するものとする。

2、前項の趣旨に則さず、地域的特性と調和しない開発利用計画を前提とする土地の所有権その他の使用収益を目的とする権利の設定または移転は、これを極力抑制するものとする。

計画実現の見通しが薄いもの及び無目的のものについても、また同様とする。

##### (適用対象)

第二条 この要綱は、一団の土地（木村内にその土地の一部が存する場合を含む。以下同じ）の面積が〇・五ha以上の民間の開発事業（農林漁業の用以外の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更に関する事業をいう。以下同じ。）について適用する。

ただし、村長において特にその必要があると認めるときは、その面積が〇・五ha未満の開発事業についても、この要綱を適用することができるものとする。

2、開発事業が、同一の地域または隣接する地域において同一のまたは異なる開発事業者（開発事業を行なう者をいう。以下単に「事業者」という。）によって、同時にまたは異なる時点において、類似の用途を目的として行なわれる場合は、これらの開発事業の対象となる土地については、すべてこれを一団の土地とみなして、この要綱を適用するものとする。

3、都市計画法（昭和四十三年法律第一〇〇号）第二十九条の許可を経べきことを要する同法第四條第八項の開発行為については、この要綱第五條、第七條、第九條、第十條及び第十一條の規定は、これを適用しない。

##### (事業者の責務)

第三条 事業者は、開発事業の施行に伴ない当該開発事業の対象となる区域（以下「開発区域」という。）の内外において新たに必要となり、または改良を必要とするものとなる公共施設、（道路、公園、緑地、広場、水道、下水道、河川、水路、ため池、消防の用に供する貯水施設、防砂又は防潮の施設その他公共の用に供する施設をいう。以下同じ。）及び公益的施設（教育施設、医療施設、購買施設、官公庁施設その他居住者の共同福祉又は利便のため必要な施設をいう。以下同じ。）については、既存のこれらの施設の管理者との協議を経て、原則として自らの負担において整備するとともに、自らが施設したものについては自らの責任で管理運営するか、または責任ある第三者をして管理運営させなければならない。

2、事業者は、開発事業の計画の策定及び施行にあたっては、災害及び公害の防止その他住民の生命財産の保護、自然環境の保全のため、最善の努力を払わなければならない。

3、事業者は、開発事業の計画の策定及び施行にあたっては、自然環境の改変を最少限にとどめるとともに、積極的に緑地、樹林地等を配置し、植生の回復等のために適切な措置をとらなければならない。

4、事業者は、開発事業の計画の策定及び施行にあたっては、地域住民の意見を尊重し、その理解と協力が得られるように努めなければならない。

##### (事業計画の基準)

##### 第四条

1、一般的基準  
イ、国・市町村その他公的機関の策定に係る土地利用に関する各種計画に適合するものであること。

ロ、その地域の将来の発展上望ましいものであって、地域住民の福祉の向上に貢献する度合の高いものであること。

ハ、開発区域は、優良農用地でなく、また返用地として利用すべき相当規模の土地があり総合的に農業の振興を図る必要がある地域でもないこと。

ニ、開発区域は、保安林、保安施設地区、保安林子定森林等森林の有する公益的機能の発揮が要請されている地域地区でなく、また、林業の振興を図るべき土地でもないこと。

ホ、開発区域は、自然環境を積極的に保全する必要がある地域でないこと。

ヘ、開発区域は、災害及び公害の防止のため保全する必要のある地域でないこと。

ト、その他関係法令等に照らし適法なものであること。

##### 2、技術的基準

イ、がけくずれ、土砂の流失、地すべり、出水等災害の防止について、所の措置を講ずるものであること。

ロ、イのほか、治山、治水及び水源の涵養に支障を及ぼさないものであること。

ハ、文化財等の保存について、適切な措置を講ずるものであること。

ニ、開発区域内の道路は、その幅員、勾配その他構造が交通の安全の確保上問題がなくかつ当該区域の内外における既設の道路との接続、取付関係が良好なものであること。

ホ、給水施設は、開発区域の外における既存の飲料水その他の生活用水、農業用水等既存の水需要に支障をきたさない程度の能力及び構造のものであり、かつ、当該区内において想定される需要に対応する程度の能力及び構造のものであること。

ヘ、汚水、排水、廃棄物等により環境が汚染されることのないよう所要の処理施設が整備されるものであること。

ト、前掲のほか、用途、規模、環境等に応じ、公園、広場、緑地その他の公共施設及び公益的施設が確保整備されるものであること。

（次頁下段に続きます）

郵便番号制も満五年

ご協力に感謝します

郵便事業の近代化をはかる目的で、昭和四十三年七月一日から実施された郵便番号制は、この七月で五周年を迎えました。

郵便物への番号記載率も、お客さまのご理解とご協力により九五割に達し、たいせつな郵便物を正確に早くお届けするための大きな力となっております。

郵政省では、すべての郵便物を郵便番号で区分けする方法にあらため、お客さまから書いていただいた番号を、人手による区分け作業はもちろん、全国主要郵便局に配備している郵便番号自動読取区分機にも十分生かしております。今後とも、なおいっそうのご協力をお願いします。

○郵便番号は「正確」に書きましよう。

せっかく郵便番号を書いても、たった一字間違つて書きますと、仙台あての郵便物が沖繩へ旅行してしまいます。郵便番号は、よく確かめてお書きください。○郵便番号は正しい書体で書きましよう。

郵便番号は、アラビア数字で赤い記入ワクいっぱい、ていねいに書きましよう。記入ワクからはみだした数字、かすれた数字、まざらわしい数字は、まちがいのものとす。

○小包や定形外郵便物にも郵便番号が必要です。

表面右上部に大きくハッキリとお書きください。

○郵便番号簿の配布。

郵便番号を書いていただくために、郵政省では二年ごとに郵便番号簿をお配りしています。ことしは、お配りする年にあたり、十月頃までに、全家庭や事業所に、もれなくお届けします。

もう一度お宅の電気を調べてみましょう

消防署

(1)安全器のヒューズ代わりに針金などを使っていますか？

▽電気を使い過ぎてもヒューズが切れないので危険です。

(2)安全器が熱くなったりヒューズがひんぱんに切れませんか？

▽安全器のネジや刃が、こわれたり又は、ゆるんで熱をもつからです。

▽電気器具をたくさん使う割に安全器の数が少な過ぎるからです。

▽配線や電気器具のどこかに故障があるからです。

(3)コンセントやプラグ、スイッチコードなどが熱をもったり、こわれていませんか？

▽ショートして停電したり感電したり非常に危険です。

(4)洗たく機にアースをつけていますか？

▽洗たく機や、ルームクーラーなどには感電を防ぐための、アースを必ずつけましよう。

(5)電気器具にふれると、ビリッとすることがありませんか？

▽こわれた電気器具を使っていると感電して、思わぬ事故を起こします。すぐ修理ましよう。

(6)電気器具はコンセントから使っていますか？

▽電気釜や電気こたつなどを、安全に便利に使う為に、必ずコンセントから電気をとりましよう。ソケットが熱くなったりコードが、じままになりましよう。

(7)停電や災害の時、スイッチを切りましよう。

▽突然の停電や地震の時、電気器具の使用をそのままにして忘れると、あとで通電して火災などの事故を起こすことがあります。とくに電熱を利用した器具は、スイッチを切っておきましよう。

(8)お出かけの時、スイッチを切り忘れていませんか？

▽アイロンやヘアドライヤーなどの電気を切らずに外出して火事になった例があります。よく注意ましよう。

※寝る前の心がけ

▽火の元を確かめたか？

▽戸締まりは完全か？

▽呼び鈴や電話のベルが鳴った時、子供や老人や病人をびびりさせないよう処理を講じているか？

▽目ざましの時計は正確か？

▽緊急時の対策を考えているか？

(四面から続く)

(設計の基準)

第五条 開発事業に関する設計は別表に定める基準に適合するものでなければならぬ。

2、地域の特性に対応する開発事業の設計の細部の技術的基準については、当該事業の個々の内容に応じ、村長及び関係行政機関の長の指示するところによるものとする。

3、開発事業に関する設計に係る主要な設計図書は、法令に別段の定めのある場合を除き、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十九条に定める資格を有する者の作成したものでなければならぬ。

(土地の取得等についての協議) 第六条 一団の土地の面積が〇・五ha以上の土地について、所有権その他の土地の使用収益を目的とする権利の設定または移転をする契約(予約を含む)を締結しようとする者は、その契約を締結する前にその土地の位置区域、規模、用途等について村長に協議しなければならぬ。

2、前項の協議の申し出をしようとする者は、土地取得等協議書(第一号様式)に関係図書を添付して村長に提出するものとする(開発の確認)

第七条 事業者は、開発事業の施行については、あらかじめ第三条、第四条及び第五条の規定に適合することについての村長の確認を受けなければならない。

2、前項の確認の申請は、開発区域内の土地の全部が自己所有地である場合または、この開発区域内の土地の全部についての使用収益権をすでに保有している場合を除き、前条第一項の規定による協議をした後に、これを行なうものとする。

3、村長は、第一項の確認の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、開発事業の計画に関係のある公共施設及び公益的施設の管理者または管理者となるべき者及びその他の関係者とあらかじめ協議をするよう事業者に指導するものとする。

4、第一項の確認の申請をしようとする者は、土地開発確認申請書(第二号様式)に関係図書を添付して、村長に提出するものとする。

お知らせコーナー

税務署だより

災害を受けたときは

税の減免手続きを

台風や集中豪雨、地震、火災等の災害によって財産に損害を受けたときは、税金の面でもいろいろな救済措置を受けられます。

サラリーマンの場合は、損害額やその年の所得金額に応じて、源泉所得税の徴収猶予や還付を受けられます。

商売をしている人などで、所得税の予定納税をしなければならぬ人の場合は、予定納税の減額申請もすることが出来ます。

災害を受けられた方は、早めに税務署へご相談下さい。

土地や建物を売った場合には所得税がかかります

土地や建物を売った場合の利益を譲渡所得といい、これに対して所得税がかかります。この譲渡所得の税金は、土地問題の解決などのために、ふつうの所得税とは別に異なった方法で計算されます。一般譲渡の場合や特定の事業用資産を買い換えた場合、あるいは土地収用法などによって公共事業のために土地や建物を収用され、その代替資産を買い入れた場合等それぞれ特別控除や買換えの特例によって計算されますから、詳しくは税務署にお尋ね下さい。

マイホームと税金

今回はマイホームづくりに関係のある税金について説明します。

一、登録免許税

土地や家屋を取得したときの所有権の登記にかかる税金で、その取得した土地や家屋の価格の〇・一％(一定条件の場合)から五％までの税金がかかります。

二、不動産取得税(都道府県税)

土地や家屋を取得したときその価格の三％の税金がかかります。

三、住宅取得控除

新しい家屋を取得したときは、三年間にわたり、毎年、最高二万円までの税金が控除されます。

白河県税事務所からの

お知らせ

◎個人事業税、第一期の納期限は八月三十一日です。

個人事業税第一期の納期限は八月三十一日です。ぜひ納期内に完納されますようお願い、いたします。

◎便利な納税の方法

白河県税事務所では、個人事業税について広く納税者に対して、口座振替納税の利用をすすめております。

納税貯蓄組合員の方がたには、組合長さんを通じて、またその他の方がたには、県の職員がお伺いして、口座振替納税について、おすすめて、ご相談をいたしますのでその際口座振替による納税を願います。

くわしくは、県税事務所またはもよりの銀行などで、おたずねください。

自動車をお持ちの方にお願い

▽自動車を下出し等したときは、必ず正規の手続きをしてください。

自動車を新しく購入する場合、よく今迄使用していた自動車を購入先に下出しする例があります。この場合正規の手続き(まっ済登録、移転登録)をしておかないと使用していない自動車にも税金が課税になります。このようなことにならないよう充分下出し先と協議のうえ必ず正規の手続きを行なって下さい。

▽自動車の車検は、納税確認書をご利用ください。

自動車の継続検査の際に、わざわざ納税証明書をお持ちになっていないかたが多いようですが、自動車税を納付しますと、領収証と共に納税確認書が渡されますから保存しておき車検の際にご利用ください。

▽自動車税は、県税事務所へ送付した納付書で、納期内に納めましょう。

不動産取得

知っておきたいこと

△納める人  
土地や家屋を取得(売買、贈与

交かん、新築、増築)した人は、二十日以内に市町村役場を經由のうえ、県税事務所へ申告して下さい。

▽免稅点

十万円未満の土地の取得、二十万円未満の家屋の建築、十二万円未満の家屋の譲り受け等については免稅。

▽控除

住宅を新築した場合は一戸につきその価格から二百三十万円控除又は住宅を新築するため土地を取得した場合(土地を取得してから二年以内に家屋を新築、又は新築して一年以内の土地の取得)は土地の取得にかかる税額を減額します。

▽減免

天災その他の災害により減失しまたは損壊した不動産に代わる不動産を取得した場合等においては減失または損壊した不動産の価格に相当する税額を減免します。

※詳しくは県税事務所直税係にご連絡ください。

郷土の自然はぐくみ、住んでよかった福島県を築きましょう。

おめでとう

おぐやみ

□出生おめでとうございます

(お子様名)

(父名)

梅宮 博行 安一

松川 貴男 貴志

箭内 弘勝 忠一

五十嵐 芳次 義雄

薄井 博明 幸男

浅野 由香 一成

吉田 ミサ 八六才

藤田 美樹 一才

鈴木 ハナヨ 四〇才

緑川 タケ 八三才

大宇関和久字上町六九

大宇関和久字新田八四

大宇関和久字富内二六

大宇関和久字原添八八

大宇関和久字上町六六

大宇関和久字上町六九

大宇関和久字上町六九

大宇関和久字上町六九

大宇関和久字上町六九

■謹んでお悔み申しあげます